

実地指導および 報酬改定について

【実地指導における指摘事項の一例】

- 運営規定と重要事項説明書の整合性を図ること。
- 運営規定を整備すること。
- 介護保険被保険者証を確認し、ケアプランに有効期間等を正しく記載すること。
- 「退院・退所加算」について、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。
- ケアプランの第2表、第3表、第6表の整合性をとること。
- ケアプラン第3表の主な日常生活上の活動を記載すること。

【口頭指導の一例】

- アセスメントを充実させ、課題を把握すること。
- 長期目標、短期目標が同じになっているところがあるため、利用者と対応する中で、利用者・家族の意向を確認し、それをふまえた上で長期目標を具体的に設定すること。短期目標の積み重ねが長期目標の達成につながるので、測定できるような短期目標があると良い。
- あいまいな表現を避け、個別性のあるプランの立案をすること。
- 第6表：サービス利用表（兼居宅サービス計画）に押印をもらうときには、いつ時点での押印かわかるように同意を得た日付を記入すること。（欄外可。）

【実地指導の指針について】

- 「介護保険最新情報vol.730 介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」において、実地指導の運用指針が示されました。
- 基本的には運用指針に沿って「標準確認項目」を確認し、実地指導の効率化を図るが、加算の要件等、必要項目については随時確認していきます。
- 指定有効期間6年間のうち、**最低1回**は実地指導を行います。

【ケアプラン点検について】

- 現在、ケアプラン点検は実地指導時にのみ併せて行っていますが、ケアプランに関する指摘事項が比較的多い状況です。
- 愛知県の介護給付適正化計画においても数値目標が掲げられており、適正なケアプラン作成によるサービスの質の向上に向けて、一層の取り組みが必要となります。
- そのため、**今後は実地指導対象外施設に関してもケアプラン点検単独での実施を予定しています。**
- ケアプラン点検の実施対象事業所には、事前に提出を依頼しますので、ご協力お願い致します。

【令和3年度報酬改定について】

- ・ 知立市HPに、厚労省および愛知県のリンクを掲載しておりますので、詳しくはそちらをご確認ください。
- ・ 報酬改定に伴い、加算に係る様式等が修正されております。様式一覧からダウンロードしてご活用ください。添付書類については**様式B（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表）**の備考欄に記載しております。

【介護保険関係事業所向け情報】

https://www.city.chiryu.aichi.jp/kenko_fukushi/kaigo/1451813722910.html

【様式一覧】

https://www.city.chiryu.aichi.jp/kenko_fukushi/kaigo/1616298344883.html

【加算届の提出期限】

- 通常、算定開始月の前月15日までの〆切となっておりますが、令和3年4月算定開始の加算届については、愛知県に準拠し、**提出期限を令和3年4月5日（月）必着とします。**
- 愛知県HP[令和3年度介護報酬改定のページ]

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r3-kaitei.html>

【処遇改善加算について】

- 令和3年4月から算定する場合、計画書の提出は、**令和3年4月15日**までとなります。

- 詳しくは下記HPをご覧ください。

【介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について】

https://www.city.chiryu.aichi.jp/kenko_fukushi/kaigo/1616485418343.html

【介護保険に関する質問について】

- 原則、知立市ホームページ上に掲載している質問票で質問してください。
- 1週間程度を目処に回答します。
- 他の事業所と情報共有するために、Q&A集として知立市ホームページ上に掲載する場合があります。

- 知立市ホームページ

【介護保険関係事業所向け情報（各種情報・申請書様式等）】一番下

https://www.city.chiryu.aichi.jp/kenko_fukushi/kaigo/1451813722910.html